

規制の事前評価書（簡素化）の要旨

法律又は政令の名称	独立行政法人国立印刷局法施行令		
規制の名称	国立印刷局債券発行規定		
規制の区分	新設、改正（拡充、 <u>緩和</u> ）、廃止 ※いずれかに○印を付す。		
担当部局	理財局国庫課通貨企画調整室	評価実施時期	令和2年12月
簡素化した規制の事前評価の該当要件	該当要件：ii 規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの		
規制の目的、内容及び必要性	<p>規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）において、「原則として全ての見直し対象手続（注：「法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの」が「見直し対象手続」と定義されている。）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされている。</p> <p>独立行政法人国立印刷局法施行令については、第7条において、債券申込者から提出される債券申込証について署名又は押印を義務付ける規定が存在することから、「規制改革実施計画」を踏まえ、見直しが必要となっている。</p> <p>これまでは本人確認の一助として署名又は記名押印を求める規定となっていたが、検討した結果、債券申込者に対して、署名及び押印を廃止する。また、書面の交付に代えて電磁的方法による提供を可能とすることで、オンライン化による利便性の向上にも繋がる。</p> <p>本改正を行わなかった場合、行政手続の見直しの課題は、今後も継続することとなる。</p>		
直接的な費用の把握			
(遵守費用)	特段発生しない。		
(行政費用)	特段発生しない。		
副次的な影響及び波及的な影響の把握	特段想定されない。		
その他の関連事項	—		
事後評価の実施時期等	施行5年後		
備考			